

事務連絡  
令和2年5月26日

各区市福祉事務所生活保護担当課 御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課長

緊急事態宣言の解除に伴う緊急一時宿泊場所の取扱い等について

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記の件について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）による緊急事態宣言は、予定日（令和2年5月31日）より早く解除となりました。ただし、東京都では、（法に基づかない）休業要請を段階的に緩和することとしています。

上記の事情及び緊急一時宿泊場所からの円滑な移行を勘案し、「緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の支援について」（令和2年5月22日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）により延長した緊急一時宿泊場所の利用期間については、変更しませんので、引き続き同事務連絡に基づき対応をお願いします。

また、これに伴い、緊急一時宿泊場所の新規利用者についても利用期間を令和2年6月8日（チェックアウト）までとします。

なお、令和2年6月1日から同月7日までの新規利用者については、同日後の継続利用を見込み、今まで利用していた緊急一時宿泊場所とは異なる宿泊場所が案内されることがありますので御了承ください。

御不明な点は、以下の担当まで御連絡ください。

<担当>

福祉保健局生活福祉部保護課保護担当

今関・山口

電話 03-5320-4064